

施行 2006年4月1日
 改正 2007年2月5日
 改正 2008年2月18日
 改正 2009年2月18日
 改正 2010年2月23日
 改正 2011年2月22日
 改正 2013年4月1日
 改正 2014年4月1日
 改正 2015年4月1日
 改正 2016年4月1日
 改正 2017年4月1日
 改正 2018年4月1日
 改正 2022年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条

この規則は、現代心理学部専門教育科目の試験について定める。

第2章 試験

(試験の種類)

第2条

試験の種類は、定期試験、時間重複特別試験及び追試験とする。

(試験の時期・試験場)

第3条

定期試験は、春学期に講義が終了する科目については春学期末（7月中旬～下旬）、秋学期に終了する科目については秋学期末（1月中旬～2月上旬）に行う。

② 時間重複特別試験及び追試験は、春学期末、秋学期末の定期試験終了後に行う。

③ 試験方法・試験日程・時間割・試験場は、試験方法発表掲示において発表する。試験方法発表掲示の掲載場所は、SPIRIT 教務部ページに発表する。

(試験の方法)

第4条

定期試験の方法は、筆記試験及びレポート試験とする。

② 身体等の障害及びそれに準ずる事由で通常の筆記試験を受験することが甚だしく困難な場合には、筆記試験に代わる方法で定期試験を実施することがある。適用の可否、方法及び実施時期等については、担当教員の了解を得て、教授会がこれを決定する。

(受験資格の喪失)

第5条

次の者は、受験資格を失う。

- 1 学生証の不携帯者（ただし、「臨時学生証」所持者を除く）
- 2 履修届未提出者
- 3 当該試験期に休学中・停学中の者
- 4 担当教員のあらかじめ指示した必要要件を欠く者

(出校停止による受験不可)

第5条の2

インフルエンザ、麻しん等、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める学校感染症（学校において予防すべき感染症）に罹患中の者は試験を受験することができない。

(時間重複特別試験)

第6条

現代心理学部専門教育科目の試験が、他学部において受験すべき試験と時間的に重複する場合は、他学部の試験を受験するものとし、現代心理学部の専門教育科目の受験は時間重複特別試験で受験するものとする。時間重複特別試験を受験できる者は、第3項に定められた所定の届出をし、受験を許可された者に限る。

② 以下の場合に時間重複特別試験を実施する。

- 1 現代心理学部専門教育科目の定期試験が、他学部において受験すべき試験と時間的に重複するために受験できない者。
- 2 池袋キャンパスとの校地移動時間不足により、新座キャンパスで受験すべき現代心理学部専門教育科目の試験を受験できないと認められた者。

③ 時間重複特別試験に必要な手続きは以下のとおりとする。

- 1 申請：第2項の事由が発生した場合には、当該学期の試験期間開始1週間前までに、所定の試験時間重複特別試験受験申請書を教務事務センターへ提出しなければならない。ただし、試験時間が変更されたことにより第2項の事由が発生した場合には、試験実施日の翌日から2日以内に所定の試験時間重複特別試験受験申請書を教務事務センターへ届け出なければならない。
- 2 許可：時間重複特別試験受験の許可は掲示で行う。

④ 時間重複特別試験の施行については、現代心理学部専門教育科目試験規則第7条から第14条までを準用する。

第3章 筆記試験の施行

(受験者の入場)

第7条

受験者は、所定の日の定刻までに試験場の前に集し、試験監督者の指示にしたがって入場しなければならない。

(学生証の携帯・掲示)

第8条

受験者は、学生証を携帯し、入場の際に試験監督者に提示しなければならない。

② 受験中は学生証を試験監督の見やすい机の上に提示しておかなければならない。

(遅刻者)

第9条

遅刻者の入場は認めない。ただし、試験開始後15分以内の遅刻者に限り、試験監督者は入場を許可することがある。

② 交通機関の遅延による遅刻で、交通機関発行の遅延証明書を提出した場合には、試験開始後15分以上経過後も入場を許可することがある。

(座席指定)

第10条

受験者は、座席が指定されている場合には、その指定された座席に着席しなければならない。

(使用許可物)

第11条

教科書、参考書又はノートの類は、その使用が許可されたものを除き、指定の場所に置かなければならない。教科書、参考書又はノートの類の使用が許可された場合にも、試験場に入場した後はそれらを授受してはならない。

② 前項の規定に違反した場合は、当該科目の試験は零点とする。

(発言等の禁止)

第12条

受験者は、試験監督者の許可なくして、発言し、文房具を授受し、また場外に出ることができない。

(受験者の退場)

第13条

受験者は、試験開始後30分間および試験終了前10分間は、退室することができない。

(退室命令)

第14条

試験場においてはすべて試験監督者の指示に従わなければならない。

② 試験監督者の指示に従わない者については、試験監督者は第13条第1項に関わらず退場を命ずることができる。

第4章 追試験

(追試験)

第15条

病気その他やむをえない事由により、定期試験を受験することができなかった者には追試験を行うことがある。

(追試験の受験資格)

第16条

追試験を受験できる者は、定期試験を別表「追試験受験申請書添付書類」に記載されている事由で受験できなかった者に限る。

(追試験の施行科目)

第17条

定期試験の科目に限り、追試験を実施する。

(追試験受験申請書の提出)

第18条

追試験を受験する者は、当該科目の筆記試験実施日の翌日から1週間以内（翌週の同じ曜日を含む。なお、締切日が窓口業務を行わない日の場合は次に窓口業務を行う日までとし、以下この章における日付の満了日について同じ。）に、別表「追試験受験申請書添付書類」に記載されている書類を添付の上、所定の追試験受験申請書を教務事務センターに提出しなければならない。

② 前項の手続きを行ったものについて、追試験受験の許可は掲示で行う。

③ 別表「追試験受験申請書添付書類」(2)に該当する者は、追試験受験申請書の提出に先立って、教務事務センターに連絡しなければならない。

④ 別表「追試験受験申請書添付書類」の(1)の事由により期間内に追試験受験申請書を提出できない場合は、提出期間内に教務事務センターに連絡しなければならない。

第19条 削除

第20条 削除

(再試験)

第21条

定期試験において不合格となった科目について再試験は行わない。

第5章 不正行為

(受験資格の喪失)

第22条

筆記試験の受験中に不正行為を行った場合、当該学期の全学共通科目英語単 位認定試験、全学共通カリキュラム英語単位認定試験および当該試験期における筆記試験全科目の受験資格を喪失させ、その成績はすべて不合格とする。

(不正行為者の退場命令)

第23条

試験監督者は、不正行為を発見した場合は、直ちに退場を命ずることができる。

(処分の決定)

第24条

不正行為を行った者の処分は、教授会がこれを決定する。

(処分の種類)

第25条

処分は、訓告、停学、退学の3種類とする。

〈別表：追試験受験申請書添付書類〉

	試験欠席事由	添付すべき証明書類 事由によっては、立教大学が記入用紙を作成する場合がある
(1)	入院またはそれに準ずる登校不能（風邪・下痢等の一時的な疾病は含まない）ただし、必修科目、先修科目については欄外*を参照	入院先機関の発行する入院証明書 注1)
(2)	インフルエンザ、麻しん等、学校保健安全法の定める学校感染症（学校において予防すべき感染症）の罹患による登校不能注2)	医療機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された「診断書」注3）、または医療機関が記載した本学所定の書式である「治癒証明書」注4)
(3)	忌引（保証人、配偶者および3親等以内の血族または姻族に限る）（法事は含まない）注5)	本人と保証人の署名・捺印のある書類（様式は自由、本人との続柄を明記）およびその事実を明らかにするもの（死亡に関する公的証明書もしくは会葬礼状等）
(4)	交通機関の30分以上の遅延	交通機関発行の遅延証明書
(5)	重大な災害による登校不能	官公庁発行の被災証明書
(6)	学校・社会教育講座の各種実習・体験等	実習・体験期間証明書 注6)
(7)	就職試験（就職試験の日程が変更できない場合に限る。セミナー、複数企業の合同説明会、OB・OG訪問等は含まない）	本人が受験したことを証明する受験先機関発行の証明書（就職試験の場所、日時を明記、社印が押印されていること）
(8)	他大学大学院入学試験	受験票のコピー
(9)	日本代表としてのスポーツ公式競技への参加	派遣元団体が大学に宛てた公文書
(10)	裁判員選任手続期日における裁判所への出頭、または裁判員に選任された公判のための裁判所への出頭	裁判員選任手続期日における裁判所への出頭の場合、出頭した裁判所で出頭日の証明を受けた「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」、裁判員に選任された場合、裁判員職務従事期間についての「証明書」
(11)	上記各事項に準ずる事由 注7)	

* 必修科目、先修科目については、医師の診断書がある病気・けがによる登校不能についても欠席事由とする。

先修科目とは、ある科目を履修するための条件として、先立って単位を修得しておくことが必要な科目をいう。具体的には、科目設置学科の規定を参照すること。

注1) 上記(1)の場合の入院証明書・医師の診断書は、試験を欠席した日の入院・病気・けがを証明する内容であること。

注2) 上記(2)に該当した場合には、速やかに所属キャンパスの教務窓口へ連絡し指示を受けること。なお、罹患中に試験を受験した場合には、その試験は無効となる。

注3) 上記(2)に該当した場合の医師の診断書において、罹患時と治癒時の受診医療機関が異なった場合は、治癒時の医療機関において「罹患期間についての証明」が受けられない場合があるので注意が必要である。受診医療機関を変更する場合は、罹患時に受診した医療機関が発行する「罹患日記載がある『診断書』」を必ず取得しておくこと。こうすることにより、罹患時に取得した「診断書」と治癒時に受診した医療機関が発行する『治癒日と登校可能日の記載がある「診断書」』の2種類をもって「罹患期間についての証明」とすることが可能となる。

注4) 上記(2)に該当した場合の「治癒証明書」の書式は、SPIRIT 教務部ページからダウンロードすること。

注5) 3親等以内の血族または姻族とは次を指す。

血族—父母・子、祖父母・兄弟姉妹・孫、曾祖父母・伯叔父母・甥姪・曾孫

姻族—配偶者の父母・子の配偶者・配偶者の子（配偶者の前婚における子など）、配偶者の祖父母・配偶者の兄弟、姉妹・孫の配偶者・配偶者の孫（配偶者の前婚における孫など）・兄弟姉妹の配偶者、配偶者の曾祖父母・配偶者の伯叔父母・配偶者の甥姪・曾孫の配偶者・配偶者の曾孫（配偶者の前婚における曾孫など）・甥姪の配偶者・伯叔父母の配偶者

注6) 学校・社会教育講座事務室にて発行手続きを行うこと。

注7) 原則として、事前の届出に対して審査を行うので、所属キャンパスの教務窓口へ問い合わせること。